

令和3年度経営事項審査申請要領改正概要

令和3年度経営事項審査申請要領の主な改正内容を、下表にまとめておりますので御確認ください。語句の修正等の軽微な内容については、省略しています。

なお、今回の申請要領は、令和3年3月15日時点のものになります。令和3年4月1日施行予定の法律改正で追加される「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」等の審査基準変更点を追加した申請要領については、詳細な情報がわかり次第別途作成いたします。

頁	番号	改正前（令和3年1月1日時点）	改正後（令和3年3月15日時点）（※）
表紙		<p>※ <u>令和元年6月1日をもって、解体工事業が追加されたことに伴う建設業法改正の経過措置の一部が終了しました。つきましては、以下の点に御注意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙一に業種コード「300」を使用しないこと ・別紙二に業種コード「99」を使用しないこと ・その他工事（解体工事業分）の工事経歴書を作成しないこと <p>※ <u>解体工事業の技術者に係る経過措置は令和3年3月31日まで継続します（本紙 p27 を参照）。</u></p>	<p>※ <u>令和3年3月31日をもって、みなしの解体工事業技術者の経過措置が終了</u> <u>しましたが、令和3年3月31日以前を審査基準日とする申請者は、アルファベットコードの有資格区分コードを使用することができます。</u> <u>これらのコードを使用する申請者は、令和2年度経営事項審査申請要領を御確認ください。</u></p>
日程		「令和2年度経営規模等評価日程表」	「令和3年度経営規模等評価日程表」
3	I. 3 表		○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の項目追加
10	III. (2) 表. 17 提示書類	総勘定元帳	<p>総勘定元帳のうち、<u>以下の部分がわかる書類の写し（※1）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>売上の内訳がわかる部分（全ページ）</u> ・<u>消費税の最終清算がわかる部分</u>

			(仮受消費税等及び仮払消費税等の各最終ページ等)
10	Ⅲ.(2) 表.17 注意事項	・建設業以外の売上(兼業売上)がある場合は、完成工事高を明確にできる帳簿等も必要です。	・税込で会計処理している場合は、「売上の内訳がわかる部分」のみ持参してください。 ・建設業以外の売上(兼業売上)がある場合は、完成工事高を明確にできる帳簿等も必要です。
10	Ⅲ.(2) 表.18 注意事項	・業種ごとに元請・下請を問わず金額の大きいものから順に上位10件を提示してください。	・業種ごとに元請・下請を問わず金額の大きいものから順に上位3件を提示してください。
11	Ⅲ.(2) 表.旧22	○提示書類の「源泉徴収簿又は賃金台帳」の欄	削除
11	Ⅲ.(2) 表.22 注意事項	・技術職員名簿の記載順に該当書類をご提示できるようご準備ください(図2参照)。 ・交付(または証明)年月日が審査基準日より前の日であることを御確認ください。 ・提示書類の詳細については、24、25ページを御覧ください。	・昨年度以前の経営規模等評価申請書(控)に記載されている資格については、既に提示を確認しているため、有効期限に関する記載がある資格者証等(※3)を除き、再度の提示は不要です。 ・技術職員名簿の記載順に該当書類をご提示できるようご準備ください(図2参照)。 ・交付(または証明)年月日が審査基準日より前の日であることを御確認ください。 ・提示書類の詳細については、24、25ページを御覧ください。
11	Ⅲ.(2) ※欄		※1 売上は、内訳まで確認する場合があります。元帳の会計処理上、売上部分がまとまって表示されている場合など、それだけで内訳が不明な場合は、別途、内訳の

			<p>わかる書類（売掛金、補助元帳等）も持参してください。</p> <p>※3 有効期限に関する記載がある資格者証等（登録基幹技能者講習修了証、解体工事施工技士登録証等）については、審査基準日において有効であることを提示してください。</p>
12 13	Ⅲ.（3） 25. 26. 29	<p>25：審査基準日の属する年度分の労働保険概算・確定保険料申告書控（又は労働保険事務組合に加入している場合は、期別納付額が記された納入通知書）の写し及び当該申告書に係る領収証書</p> <p>26：審査基準日の属する月を納付目的年月とする、健康保険及び厚生年金保険の保険料領収済額通知書（又は領収証書）（28、29 ページ参照）</p> <p>※ 全国建設工事業国民健康保険組合等の建設国保加入者は、厚生年金保険の保険料領収済額通知書（又は領収証書）を持参してください。</p> <p>29：労働災害総合保険、準記名式の普通傷害保険に加入している場合は保険証券又は加入証明書（保険証券から30 ページの要件の全てが明確に読み取れる場合、加入証明書は不要）及び審査基準日の属する年度分の労働災害補償保険概算確定保険料申告書控（又は納入通知書）と当該申告書に係る領収証書（いわゆる政府労災</p>	<p>25：審査基準日の属する年度分の労働保険概算・確定保険料申告書控（又は労働保険事務組合に加入している場合は、期別納付額が記された納入通知書）の写し及び当該申告書に係る領収証書すべての写し</p> <p>26：審査基準日の属する月を納付目的年月とする、健康保険及び厚生年金保険の保険料領収済額通知書（又は領収証書）の写し（28、29 ページ参照）</p> <p>※ 全国建設工事業国民健康保険組合等の建設国保加入者は、厚生年金保険の保険料領収済額通知書（又は領収証書）の写しを持参してください。</p> <p>29：労働災害総合保険、準記名式の普通傷害保険に加入している場合は保険証券又は加入証明書（保険証券から30 ページの要件の全てが明確に読み取れる場合、加入証明書は不要）及び審査基準日の属する年度分の労働災害補償保険概算確定保険料申告書控（又は納入通知書）の写しと当該申告書に係る領収証書すべての写し（いわゆる政府労災</p>
13	Ⅲ.（2）		○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の項

	表. 38		目追加
19	IV別紙一 13	○建設工事請負契約の内容（建設業法第 19 条） 番号は①～⑭	○建設工事請負契約の内容（建設業法第 19 条） 「④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を追加。番号を①～⑮に修正
23	IV別紙二 1.（3）	技術職員名簿に記載できる技術職員については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に審査基準日時点で加入していることを原則とします。 審査では、①次のA及びBの提示書類により社会保険の加入を確認し、さらに、②源泉徴収簿又は賃金台帳により、審査基準日から遡って6ヶ月超の雇用期間があることを確認します（※月給制の場合、源泉徴収簿又は賃金台帳は、審査基準日から遡って7ヶ月分が必要となります）。	技術職員名簿に記載できる技術職員については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に審査基準日時点で加入していることを原則とします。 <u>社会保険に加入義務があるにもかかわらず加入していない職員がいる場合には、項番 41「雇用保険加入の有無」、項番 42「健康保険加入の有無」及び項番 43「厚生年金保険加入の有無」の審査項目に関し、該当項目を無として取り扱います。</u> 審査では、①次のA及びBの提示書類により社会保険等の加入を確認し、さらに、②A又はBの提示書類の <u>保険適用年月日又は資格取得年月日等</u> により、審査基準日から遡って6ヶ月超の雇用期間があることを確認します。
23	IV別紙二 1.（3）		※1 A又はBの提示書類により、 <u>審査基準日から遡って6ヶ月超の雇用期間があることを確認できない場合は、別途その期間を証明できる書類（賃金台帳等）を提示し、上記の雇用期間があることを証明してください</u> <u>（社会保険適用除外の場合は、※3を参照）。</u>

27	IV別紙二 旧 6	6. 経過措置により「解体工事業」の技術者とみなされている者について (略)	削除
28	IV別紙三 1.	雇用保険の加入については、審査基準日の属する年度分の労働保険概算確定保険料申告書 (控) 及び当該申告書に係る領収証書すべてにより確認します	雇用保険の加入については、審査基準日の属する年度分の労働保険概算確定保険料申告書 (控) の写し及び当該申告書に係る領収証書すべての写しにより確認します ※ <u>上記「雇用保険加入の有無」を証明する書類は、原本又は写しいずれを持参しても構いません。</u>
29	IV別紙三 2.	健康保険及び厚生年金保険の加入については、審査基準日の属する月を納付目的年月とする健康保険及び厚生年金保険の保険料領収済額通知書または領収証書	健康保険及び厚生年金保険の加入については、審査基準日の属する月を納付目的年月とする健康保険及び厚生年金保険の保険料領収済額通知書または領収証書 <u>(写)</u>
30	IV別紙三 5.		・ <u>提示する労働災害補償保険概算確定保険料申告書控 (又は納入通知書)、当該申告に係る領収書は、原本又は写しどちらでも構いません。</u>
38	IV別紙三 16.		○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の確認追加
82	IX. 4	※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要 ※3 登録解体工事試験 (建設業法施行規則第7条第	※2 当面の間、 <u>解体工事業の主任技術者となるためには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要</u> ※3 <u>主任技術者要件を満たすためには、当該業種についての実務経験がそれぞれ3年必要になります。</u> ※4 <u>建設業法施行規則第7条の4の規定により国土交</u>

		<u>2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験)をいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業 団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験が該当します。</u>	<u>通大臣の登録を受けた試験（登録解体工事試験）に合格した者が該当します。また、平成17年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者についても登録解体工事試験に合格した者とみなします。</u>
90	X. 表、 5. (10) 算出方法		○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の確認追加
101	X 計算表		○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の確認追加

(※) 令和3年3月8日付で、国土交通省が、建設業法施行規則の一部改正に関するパブリックコメントの募集を開始しました。改正項目には、「とび・土工工事業の技術者資格を有する者を解体工事業の技術者を有する資格とみなす期間の期限を令和3年6月30日まで延長すること」が含まれています。当パブリックコメントの意見募集期限は、令和3年3月22日（月）（必着）となっております。